

Q3

ゼミの女子学生に、クラブで一緒に男子学生から度々一方的な LINE のメッセージが来たり、帰りにつきまとわれて困っている、盗撮もされているようだと言われました。どうアドバイスしたらいいでしょうか。

A3

不安な気持ちを受け止めるとともに、学生のプライバシーに踏み込みすぎないように配慮しながら、事実関係（どのような内容か、どれくらいの頻度かなど）を訊いて下さい。女子学生が、男子学生の行為に恐怖を感じ、直接のやり取りでは事態を改善できないと意識しているなら、当事者同士の解決を促すよりも、第三者の援助を求めることを勧めてください。「はっきりノーを言いなさい」という助言は、トラブルの初期の対応では有効なこともあります。教職員に相談してきた時点では、すでに直接対応してこじれてしまっている場合が多いからです。

この例では、まず、被害を受けて不安になっている女子学生が安心してクラブに参加出来るように配慮する必要があります。第一歩として、その女子学生が信頼出来る部員に事情を伝え、誤解を解いた上で女子学生が一人きりにならないよう力になってもらうようにしましょう。女子学生がクラブを当分休みたいという気持ちならば、役割をしばらく誰かに替わってもらうなど、部員の協力が大切になります。その方法がうまくいきそうにないときは、本人の了解を得てクラブ顧問の教員やコーチに連絡をとり、実情を伝えて連携を図るのも一つです。

女子学生が、相手の学生を呼び出して指導してほしい、処分や注意をしてほしいという明確な意思を持っているなら、学生部に届けるよう勧めてください。学生部では事実関係を聴取し、加害学生への対応を検討するとともに、被害を受けている学生の保護に努めます。この場合、被害状況についての記録や、届いたラインメッセージ等を消去せず残しておくことが大切になります。被害を受けた女子学生が心身に不調を来したり、強い不安や恐怖を抱えている場合は、学生相談室を利用するよう勧めてください。また、学生相談室では、クラブの同回生や先輩がこの状況にどう対応していけばいいのか、女子学生をどう支えていけばよいか、カウンセラーに相談しながら一緒に考えていくこともできます。つきまとっている側の学生も何らかの心の問題を抱えている可能性があり、学生相談室と連携して対応することが有効です。

つきまとい行為は、その程度と性質によっては**ストーキング**犯罪になります。悪質な場合、また学外者が加害者であるような場合は、兵庫県警が開設する 24 時間対応の**ストーカー・DV 相談電話 (078-371-7830)** か各警察署相談窓口でも対応しているので、相談することを促して下さい。

また、ほとんどの学生がスマートフォンを使用しており、写真を撮ることの気軽さから、あまり犯罪という意識を持たずに**盗撮**する例も増えています。盗撮は犯罪行為です。かりに、交際中の相手にプライベートな写真を撮られ、そのときは気にしていなくても、別れた後に「リベンジポルノ」（腹いせに性的画像をネット上に流出させること）におびえる例もあります。そういった深刻な事態が発生している場合には、**兵庫県警本部サイバーセキュリティ・捜査高度化センター (078-341-7441)** などの専門窓口があることを、学生に伝えてください。

学生の多くはネット使用環境にあり、インスタグラムやライン、ツイッター、フェイスブックなどの SNS を利用しています。いずれも便利なツールではありますが、SNS の過剰使用により対人関係に負担を感じたり、不快な思いをすることがあったり、ツイッター上の発言内容によっては社会問題になる場合も多く生じています。トラブルを未然に防ぐためにも、使い方には慎重になるよう指導してください。